

【思想及び良心の自由】

第 19 条、思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

ロボットにならないで

東京のある都立高の男性教諭（52）は今春の卒業式の日、学級通信の最終号を 3 年生に配った。贈った言葉は「ロボットになるな」。流されず自ら考えよう。生徒にいつも伝えてきた思いだ。

キリスト教徒の男性教諭は君が代斉唱の際に起立を拒み、戒告や減給など、何度か処分されている。との月の卒業式では、冒頭に予定されていた斉唱の時肝を避けて、遅れて体育館に入った。

君が代は歌えない。でも担任として生徒を見送りたい。二つの思いを両立させる苦肉の策だった。だが、学校側からは体育館の外で準備業務にあたるように指示された。拒むと、都教育委員会から文書訓告の処分を受けた。

前は、斉唱の時に座っていて処分された。君が代が流れる 1 分間、刺さってくるような視線を跳ね返すため、心の中で聖書の一節を鳴えたが男性教諭は起立の命令は、憲法の「思想・良心の自由」「信教の自由」に反すると考えている。しかし、最高裁は昨年、起立命令について、思想・良心の自由を「間接的に制約する面がある」としつつも合憲と判断した。大阪府立高校では、教員が声を出しているか、学校が口の動きを監視する事態も起きている。

男性教諭は学校に「抵抗や議論をしない『空気』が広がっている」と感じる。

手元に、憲法が施行された年に当時の文部省が作った冊子「あたらしい憲法のはなし」がある。基本的人権の章にはこう記す。「じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがってゆける」「国の力でこの自由を取りあげ、やたらに刑罰を加えたりしてはなりません」
(西本秀)

